

病児・病後児保育事業拡充の考え方について

1 施設型病児・病後児保育事業拡充の考え方

区は、民間事業者等に事業委託を行い、病児・病後児保育事業を展開してきた。さらに近年、共働き世代が増加傾向にあり、子育てと就労の両立を実現するため、子どもの預かりサービスのニーズが高まっている。

しかしながら、病児・病後児保育事業の特性として、感染症の流行や、病気回復等による突然のキャンセル等により事業運営の見通しが立てづらいといった状況がある。

このようなことから、持続可能な安定したサービスの提供や事業運営ができるよう、現行と同じく委託による病児・病後児保育施設数の拡充を図り、民間事業者等の参入を促進する。

令和7年度開設に向けて、区内でも特に地域偏在が生じている病児保育施設について、先行して事業者公募を実施する。

今後の拡充数については、病児・病後児保育のニーズを踏まえて今年度策定する「子ども・子育て支援事業計画第3期」に位置付ける。

2 公募概要

(1) 公募方法

企画提案公募型事業者選定により行う。事業者の選定にあたっては、回復期に至らない児童の保育という特殊性から十分なスキルが求められるため、価格のみによる競争入札方式ではなく、事業者からの企画提案を受け、その社会性・信頼性、履行能力及び委託経費見積額を総合的に評価して最適な事業者を選定する。

(2) 募集地域

中部・南部地域

(3) 開設予定期

令和7年度中

(4) 募集する施設種別

病児対応型施設（乳幼児が病気の回復期に至らない場合であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、当該乳幼児を隔離機能を有するスペースで一時的に保育し、1日に1回以上医師が回診を行う等乳幼児の症状の変化に対応できる体制を整えている施設）とする。

なお、単独型病児保育施設であるか付設型病児保育施設（小児科又は内科のある医療機関に付設する施設）であるかは問わない。

※今回の募集は、「病児対応型施設」であり、「病後児対応型施設」は募集対象外とする。

(5) 利用定員

3名以上

3 事業者に対する支援の概要

事業委託にて実施し、併せて国及び東京都の特定財源を活用した補助の仕組みを創設していく。

○開設準備経費補助

ア 改修費等

イ 礼金及び賃借料（開設前月分）

4 今後のスケジュール（予定）

令和6年10月末 公募

12月初旬 事業者ヒアリング

令和7年 1月中旬 事業者決定

4月以降 病児保育施設開設・委託開始